

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 4 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故崇仁親王墓宮建第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事 一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 11 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	50,079,600 円	46,370,000 円	<b>99.95 %</b>
	見 積 金 額	50,058,000 円	46,350,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、崇仁親王殿下の薨去（平成 28 年 10 月 27 日）に伴い、御墓を整備する故崇仁親王墓宮建第 1 回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第 1 回、第 2 回工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、昨年度の第 1 回、第 2 回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 6 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	回廊ほか保全整備工事 一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 6 月 6 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	14,342,400 円	13,280,000 円	<b>97.9 %</b>
	見 積 金 額	14,040,000 円	13,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿回廊ほか軒裏等の塗装改修を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 6 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	事務所・収蔵庫棟新築 一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 6 月 14 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 3 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	86,119,200 円	79,740,000 円	<b>99.7 %</b>
	見 積 金 額	85,860,000 円	79,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、建具新設等を目的とした工事である。</p> <p>本工事は、履行中の「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の継続工事であり、一体の施設の新築を目的とする工事であること及び履行中工事と本工事は施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、履行中工事の施工者以外に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき、「赤坂御用地事務所・収蔵庫棟新築ほか工事」の施工者である清水建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 6 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕 一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 6 月 20 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 9 月 29 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	10,411,200 円	9,640,000 円	<b>88.2 %</b>
	見 積 金 額	9,180,000 円	8,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、障子の張替え、ベランダ手摺りの修繕及び制気口の取替え等を行う工事である。</p> <p>東宮御所の改修に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工をすることが求められ、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 6 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕 一式		
8	工 期 (自)	平成 29 年 6 月 28 日		
9	工 期 (至)	平成 29 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	9,244,800 円	8,560,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	9,234,000 円	8,550,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、広間聚楽壁の修繕、排煙窓の修繕及び軟水装置の取替え等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 7 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸整備工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	増築棟新築，既存棟改修，外構，外周塀整備 各一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 7 月 14 日		
9	工 期（至）	平成 30 年 3 月 23 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	95,936,400 円	88,830,000 円	100 %
	見 積 金 額	95,936,400 円	88,830,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸の改修・増築及び外構塀の改築を行うものである。          施工場所は、御生活や行事による中断等の制約を受けながら工事を行う          必要があり、また、既存部分との意匠の整合性や、既存構造体に堅固に一          体化させることが必要であるため、これらの条件のもと、確実に施工を完          了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理          能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有          し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な          施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の          4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 7 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
4	工 事 件 名	宮殿ほか自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	宮殿自動制御設備改修，御所自動制御設備改修 各一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 7 月 20 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 9 月 30 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	3,229,200 円	2,990,000 円	100 %
	見 積 金 額	3,229,200 円	2,990,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事の対象となる機械設備用自動制御設備は，宮殿及び御所の熱源・空調機器の運転環境に合わせてアズビル株式会社(旧株式会社 山武)が設計・製造した設備で，これらの機器の運転を監視・制御するため24時間，365日稼働している。</p> <p>今般の改修工事は，宮殿及び御所の各中央監視装置（平成23年度設置）で耐用年数が到来する制御用端末（同社が当庁向けに調整した仕様）及び無停電電源装置のバッテリーの更新，宮殿豊明殿の貯湯槽，熱交換機の各蒸気加熱弁及び御所空調機の加湿制御弁の不具合箇所修理を行うものである。</p> <p>改修工事の実施に際して，制御用端末の更新には同社が当庁向けに調整した技術的情報の正常動作を確保する必要がある，蒸気加熱弁及び加湿制御弁の交換には機械設備の内部構造・特性などに精通している必要がある。また，施工場所は行事や御生活に関わる場所となることから，行事や御生活への影響を最小限とするため，安全性や機能性を損なうことのないよう限られた時間内に確実に施工を完了することが強く求められる。</p> <p>したがって，これらの条件のもと，確実に施工を完了させるためには，当該設備を熟知し，かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>アズビル株式会社は，本工事に要求される条件を満たした唯一の業者であることから，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき，同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 7 月 25 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	各所修繕 一式		
8	工 期 (自)	平成 29 年 7 月 26 日		
9	工 期 (至)	平成 29 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,464,800 円	5,060,000 円	<b>99.8 %</b>
	見 積 金 額	5,454,000 円	5,050,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、蒸気ボイラー缶体入替え及びこれに係る附属設備の更新を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる工事である。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画したうえ、工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 29 年 9 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸ほか各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	高円宮邸改修，三笠宮東邸改修 各一式		
8	工 期（自）	平成 29 年 9 月 2 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 12 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,726,000 円	3,450,000 円	<b>78.3 %</b>
	見 積 金 額	2,916,000 円	2,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，高円宮邸においてはテラスのエフロ除去，正面玄関の建具塗装等を行い，三笠宮東邸においてはレンジフードの増設を行うものである。</p> <p>施工場所は，御留守中や公的行事の合間等，限られた時間内に調査及び施工を完了させることを求められ，この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，高円宮邸，三笠宮東邸において，過去に大規模改修や増築工事を施工した実績を有しており，要求される条件を満たし，円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		